

宮 崎 県 果 樹 振 興 協 議 会 規 約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は宮崎県果樹振興協議会と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は宮崎県果樹農業者の意志に基づく組織的活動によって果樹農業者協同の安定的発展に寄与することを目的とする。

(事務所の場所)

第 3 条 本会の事務局は経済連園芸部内に置く。

(事 業)

第 4 条 本会は第 2 条の目的達成の為次の事業を行なう。

- (1) 果樹農業者の意志の集約と意義の高揚
- (2) 果樹農業者組織の育成強化と組織活動の実践
- (3) 果樹農業振興策の提言と推進
- (4) 果樹農業に関する情報の収集と提供
- (5) 品質の向上と共販の推進
- (6) 関係諸団体、機関との連絡協調
- (7) その他目的達成に必要な事項

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は農協単位の果樹生産者団体（部会等）の代表（部会長等）、特別会員とする。但し、特別会員は経済連、（株）宮崎県農協果汁、その他総会で認めたものとする。

(加入及び脱退)

第 6 条 本会に加入、若しくは脱退しようとするものは、文書をもって会長に届出るものとする。

第 3 章 組 織

(役 員)

第 7 条 本会に役員として会長 1 名、副会長 1 名、理事 6 名及び監事 2 名を置く。
但し、会長、副会長、理事及び監事 1 名は各部会の部会長とするが、理事 6 名内 1 名は、会長職のある部会の副部会長とする。

(会長・副会長・監事の選出)

第 8 条 本会の会長・副会長・監事は、次により選出する。

- (1) 会長、副会長は役員相互の互選とする。
- (2) 監事は会長、副会長を除く役員の中から 1 名、特別会員から 1 名を総会で選出する。但し、特別会員 1 名については検査担当部署の部長とする。

(役員任期)

- 第 9 条 役員任期は2年とし再任を妨げない。
- (1) 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - (2) 役員は辞任又は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。(後任者の就任とは各所属の部会長に就任した時とする。)

(役員職務)

- 第 10 条 会長は本会を代表すると共に会務を総理し、総会・役員会の議事運営にあたる。副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。監事は業務執行の状況を監査する。

(役員報酬)

- 第 11 条 本会の役員に対し、役員報酬を支出する。尚、明細については別途定める。

(部会設置)

- 第 12 条 本会にかんきつ・くり・ぶどう・かき・施設常緑果樹・亜熱帯果樹・きんかん・日向夏部会を置く。
- 部会には、会員の互選により果樹生産者の中から部会長1名、副部会長1名を置く。

(部会役員任期)

- 第 13 条 役員任期は2年とし再任を妨げない。
- (1) 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
 - (2) 役員は辞任又は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。(後任者の就任とは各所属の部会長に就任した時とする。)

(部会長の職務)

- 第 14 条 部会長は部会を代表すると共に部会務を総理し、部会の議事運営にあたる。副部会長は部会長を補佐し、部会長事故あるときは、その職務を代理する。

(顧問及び参与等)

- 第 15 条 本会に顧問参与及び専門委員を置くことができ、会長が総会の承認を得て委嘱するものとする。

(事務局)

- 第 16 条 本会に事務局長1名、幹事及び職員若干名を置くことができる。事務局長、幹事及び職員は会長が委嘱または任命し、会長の命を受けて会務に従事する。

第 4 章 会 議

(会議の種類)

- 第 17 条 本会の会議は、総会・役員会及びかんきつ・くり・ぶどう・かき・施設常緑果樹・亜熱帯果樹・きんかん・日向夏各部会とする。

(総会及び部会)

- 第 18 条 総会・役員会は会長、部会は部会長が必要と認めたときにこれを開く。

(定足数及び議決)

第 19 条 総会においては会員、役員会においては役員、部会においては部会員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

総会、役員会及び部会の議事は、出席者の過半数をもって決し、賛否同数のときは議長の決するところによる。

(総会に付議すべき事項)

第 20 条 総会に付議すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員の選出及び改選
- (5) その他の必要な事項

第 5 章 会 計

(経 費)

第 21 条 本会の経費は次の収入による。

- (1) 会員の負担金
- (2) 助 成 金
- (3) その他の収入

明細については、別途定めることとする。

(会計年度)

第 22 条 本会の事業並びに会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(予算の取り扱い)

第 23 条 予算の執行に当たっては、科目間の流用は原則として行なわないものとする。
なお、予算の範囲内でやむを得ず流用せざるを得ないときは、会長の権限でこれを行ない、総会に報告するものとする。

付 則

1. この規約は昭和61年5月19日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
2. 平成7年5月 規約改正 (旅費規定)
3. 平成10年6月 規約追加 (第20条)
4. 平成11年6月 規約追加 (11条、14条にきんかん部会を追加)
5. 平成12年5月 一部改正 (事務所の場所)
6. 平成13年5月 一部改正
(5条改正、9条改正、10条の一部削除、12条追加、13条追加、14条以降条番改正)
7. 平成14年5月 一部改正及び規約追加 (11条に役員報酬を追加)
(5条・7条・8条・10条改正、11条追加、12条以降条番改正、17条・18条・19条・20条・23条改正)
8. 平成15年6月 一部改正 (第7条の役員)
9. 平成18年6月 一部改正 (第5条の会員、第8条の監事の選出)
10. 平成19年4月 一部改正 (第7条の役員追加、第12条、第17条に日向夏部会を追加)
11. 平成22年6月 一部改正 (第3条の部署名の変更)